

平成二年大蔵省令第三十八号

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項第三号及び第五号並びに第八項、第二十七条の三第一項から第三項まで、同条第四項（同法第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の四、第二十七条の五第二号（同法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第一項及び第二項、第二十七条の七第一項及び第二項（同法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項及び第二項（同法第二十七条の十第二項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、同条第七項、第八項及び第十一項、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十一第二項及び第三項、第二十七条の十三第一項、第二項及び第五項、第二十七条の十四並びに証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条第一項、第七条第四項及び第五項、第八条第五項、第十四条第一項及び第十四条の二の規定に基づき、有価証券の公開買付けの届出等に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十二条第一項又は第二項に規定する有価証券をい

う。

二 株券等信託受益証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第六条第一項第四号に掲げる有価証券をいう。

三 株券等預託証券 合第六条第一項第五号に掲げる有価証券届出書をいう。

四 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。

五 金融商品取引業者 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者に限る。）をいう。

六 有価証券報告書 法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

五 株券等 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券をいう。

六 買付け等 法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。

七 買付け等の価格 法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。

八 銀行等 法第二十七条の二第四項に規定する銀行等をいう。

九 売付け等 法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。

十 公開買付け 法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。

十一 特別関係者 法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。

十二 公開買付開始公告 法第二十七条の三第二項に規定する公告をいう。

十三 公開買付者 法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。

十四 公開買付届出書 法第二十七条の三第二項に規定する書類及び添付書類をいう。

十五 買付条件等 法第二十七条の三第二項第一号に規定する買付条件等をいう。

十六 公開買付期間 法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。

十七 公開買付説明書 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいう。

十八 意見表明報告書 法第二十七条の十第一項に規定する意見表明報告書をいう。

十九 対質問回答報告書 法第二十七条の十第一項に規定する対質問回答報告書をいう。

二十 公開買付撤回届出書 法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。

二十一 応募株主等 法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。

二十二 応募株券等 法第二十七条の十二第三項に規定する応募株券等をいう。

二十三 公開買付報告書 法第二十七条の十三第一項に規定する公開買付報告書をいう。

二十四 あん分比例方式 法第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例的方式をいう。

二十五 対象者 公開買付けに係る株券等の発行者をいう。

二十六 電子公告アドレス 令第九条の三第一項第一号に規定する措置をとるために使用する開示用電子情報処理組織（法第二十七条の四第一項第一号に規定する措置をとるために使用する開示用電子情報処理組織）をいう。

をいう。)のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれら

の結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの

をいう。

第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定められたものは、次に掲げる有価証券とする。

一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券

（株券等に含めない有価証券）

第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定められたものは、次に掲げる有価証券とする。

一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権がある株式を除く）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権行使する

ことを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの

三 外国者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第八条第三項第六号及び第九条の六第六号において同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 株券等預託証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの（有償の譲受けに類するもの）

六 第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該社債券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とす

ること。

七 第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

三 当該新株予約権に係る新株予約権証券の募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行なう又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権行使する

ことを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

四 第二条の四 令第六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等の執行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該社債券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とす

ること。

五 第二条の五 令第六条の五に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

六 第二条の六 令第六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

七 第二条の七 令第六条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

八 第二条の八 令第六条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

九 第二条の九 令第六条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十 第二条の十 令第六条第十号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十一 第二条の十一 令第六条第十一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十二 第二条の十二 令第六条第十二号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十三 第二条の十三 令第六条第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十四 第二条の十四 令第六条第十四号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十五 第二条の十五 令第六条第十五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十六 第二条の十六 令第六条第十六号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十七 第二条の十七 令第六条第十七号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十八 第二条の十八 令第六条第十八号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十九 第二条の十九 令第六条第十九号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十 第二条の二十 令第六条第二十号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十一 第二条の二十一 令第六条第二十一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

定する新株予約権無償割当により取得したものであること。

二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行日の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。第八条第三項第一号において同じ。）の末までの期間が二月を超えないこ

と。

三 当該新株予約権に係る新株予約権証券の募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行なう又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権行使する

ことを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

四 第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

五 第二条の四 令第六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等の執行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該社債券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とす

ること。

六 第二条の五 令第六条第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

七 第二条の六 令第六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

八 第二条の七 令第六条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

九 第二条の八 令第六条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十 第二条の九 令第六条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十一 第二条の十 令第六条第十号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十二 第二条の十一 令第六条第十一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十三 第二条の十二 令第六条第十二号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十四 第二条の十三 令第六条第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十五 第二条の十四 令第六条第十四号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十六 第二条の十五 令第六条第十五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十七 第二条の十六 令第六条第十六号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十八 第二条の十七 令第六条第十七号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

十九 第二条の十八 令第六条第十八号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十 第二条の十九 令第六条第十九号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十一 第二条の二十 令第六条第二十号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十二 第二条の二十一 令第六条第二十一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十三 第二条の二十二 令第六条第二十二号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十四 第二条の二十三 令第六条第二十三号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十五 第二条の二十四 令第六条第二十四号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十六 第二条の二十五 令第六条第二十五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十七 第二条の二十六 令第六条第二十六号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十八 第二条の二十七 令第六条第二十七号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

二十九 第二条の二十八 令第六条第二十八号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

三十 第二条の二十九 令第六条第二十九号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

三十一 第二条の三十 令第六条第三十号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

三十二 第二条の三十一 令第六条第三十一号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

三十三 第二条の三十二 令第六条第三十二号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

(いう。) 第百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項(これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。(関係法人等)

第二条の四 令第六条の二第一項第六号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等(令第六条の二第一項第五号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。)

二 親法人等が他の法人等(法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。)に対して特別支配関係(令第六条の二第一項第五号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。)を有する場合における当該他の法人等

三 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

四 親法人等に対して特別支配関係を有する法人等

五 前号に掲げる者に対して特別支配関係を有する法人等

六 第四号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

七 特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

八 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

九 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

十 令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 揭げる有価証券のいづれかに該当する株券等を係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。)以外の者とする。

第二条の五 令第六条の二第一項第七号に規定する株券等の所有者が少數である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

一 親法人等(令第六条の二第一項第七号に規定する親法人等の所有者と同一の者とする。)に定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

2 (株券等の所有者が少數である場合)

一 特定買付け等の後ににおける当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象となるない株券等(以下この号において「買付け等の対象外株券等」という。)があるとき、当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにより同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにより同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会(会員会をいう。第五条第三項において同じ。)

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにより同意したことにつき、当該買付け等の決議が行われていること。

口 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合によらないで行うことにより同意することを記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにより同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 (株券等の所有者が多数である場合)

一 特定買付け等の後ににおける当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象となるない株券等(以下この号において「買付け等の対象外株券等」という。)があるとき、当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにより同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにより同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会(会員会をいう。第五条第三項において同じ。)

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合によらないで行うことにより同意することを記載した書面を提出していること。

二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものとし、その旨を記録する方法

三 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

四 前項各号に掲げる方法は、所有者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

五 第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、特定買付け等を行なう者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員(令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条规定の第三項)

下この項において「記載事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(第一号ロにおいて「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 所有者の使用に係る電子計算機と特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機と所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

2 (所有者が同意している場合)

一 特定買付け等の後ににおける当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。))とその者の特別関係者(同項第二号に規定する特別関係者をいう。)との間で定めた信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

三 特別関係者で除外される者等

二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する同条第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行なう者と、株券等の買付け等を行なう日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者(その者が当該株券等の発行者であつて、当該株券等が第二条の三第一項各号に掲げる有価証券のいづれかに該当する場合を除く。)とする。

二 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者(第一号において「小規模所有者」という。)の所有(令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。)に係る当該株券等に係る議決権の数(株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他ものについては同条第三項及び第四項に規定する内閣府令で定める場合を除く。)に相当する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 内国法人の発行する株券等の議決権の千分の一に相当する数(買付け等を行なう者の他の特別関係者(法第二十七条の二第二項第一号に規定する者に限る。)の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所

有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の九に相当する場合にあつては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

二 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の百分の一に相当する数

令第六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあつた者とする。

（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）

第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。

2 令第六条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

（株券等の所有に準ずるもの）
令第七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、第二条の二に規定する社債（株券等の取得に係る割合等の計算）を取得している場合とする。

第四条 令第七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、第二条の二に規定する社債（株券等の取得に係る割合等の計算）

令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。
一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数に所有することとなる株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等の所有する数（当該発行者の総株主等の議決権の数に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に

決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。）による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（以下この号において「市場外等買付け等」という。）を行う者（次号において「市場外等買付者」という。）が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。）による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（以下この号において「市場外等買付け等」という。）を行う者（次号において「市場外等買付者」という。）が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

4 令第七条第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行う者（次号において「買付者」という。）及びその特別関係者が同一の申込みに係る株券等の買付け等により新しくに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

5 令第七条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意することにつき、当該株券等に係る種類株主総会の決議が行われている場合における当該株券等

6 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公開買付者において、第十項で定める

一 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 公開買付けに係る株券等の種類、応募株券等の数の合計、買付け等をする株券等の数の合計及び返還する株券等の数の合計

三 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合にはその理由

四 当該通知書に係る応募株主等に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 応募株券等の種類、応募株券等の数、買付け等をする株券等の数、買付け等の価格及び買付け等の代金（有価証券その他の金銭以外のもの（以下「有価証券等」という。）をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び数）

ロ あん分比例方式により買付け等をする場合における買付け等をする株券等の数の計算方法

ハ 返還する株券等の種類及び数並びに返還の方法

五 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

六 前項に掲げる事項は、第一号様式により記載しなければならない。

7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と応募株主等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者に当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

ロ 公開買付者の使用に係る電子計算機に記載すべき事項を電気通信回線を通じて応募株主等の閲覧に供し、当該応募株主等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

ハ 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

一 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

二 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

三 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

四 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

五 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

六 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

七 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

八 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

九 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

十 令第八条第五項第十一号に規定する方法の申出をする場合にあっては、公開買付者の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を用いて当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

ところにより、あらかじめ、応募株主等に対する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と応募株主等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者に当該事項を記録する方法（電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

ロ 令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

二 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

三 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

四 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

五 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

六 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

七 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

八 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

九 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十一 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十二 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十三 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十四 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十五 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十六 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十七 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十八 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

十九 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

二十 令第八条第五項第十一号に規定する方法のうち公开買付によらなければならない。

(株券等の所有割合の計算)
第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等の所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるもの）を除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあっては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるもの）を除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

イ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日口 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得したことにより取得した株券等（当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日を含む。）をした場合（当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日を含む。）当該行使しない新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日を含む。）、第五条 法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として所有する株券等

四 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等（約定期限日から五日（日曜日及び第十四号に定める日の日数は、算入しない。）以内に受渡しを行ふものに限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。）

五 金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三十三条において同じ。）で行われる銘柄の異なる株券の集合体を対象とする先物取引を行つたことにより所有している株券（当該先物取引の売買による同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるもの）を除く。）及び当該買付け等を行う者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるもの）を除く。）を加算した数で除す方法（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

十 うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する株券等
十一 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共に同一の投資の取扱いの取扱いの権限を得た場合（第百八十二条第一項（二）に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行つたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行つた場合に限る）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が当該株券等について令第七条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

十二 第百八十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権を含むものとする。

十一 銀行等保有株式取得機構が所有する株券（銀行等保有株式取得機構が株券の買付けを行つた場合には、法第二十七条の二第一項第一号括弧書きの規定により銀行等保有株式取得機構の所有する株券に含まれることとされるものを含む。）

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理制度を行うことを業とする者（以下この号において「外国资産等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第一百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項における社債等管理業者の口座を含む。）第一百二十九条第一項（社債等振替法第二百二十八条第一項における社債等管理業者の口座を含む。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号において準用する場合を除く。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行つては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う業務により所有する株券等（引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）に定めるものを行ふ場合を除く。）にあつては、その者（当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行ふ場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。）

十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

十四 第百四十八条第一項（二）（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百六十三条第一項又は第二百三十三条第一項の規定により発行者に對抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

十五 前項第九号の議決権には、社債等振替法第二百四十九号（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第一項若しくは第二百八十二条第一項（二）（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第一項又は第二百三十三条第一項の規定により発行者に對抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

十六 合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

十七 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として株主が当該発行者に對して当該株式の取得を請求することができる旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式（当該株式に係る株券等に係る議換えに交付される株券等に係る議決権の数が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限る。）当該交付される株券等に係る議決権の数のうち最も多い数

十八 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）第十条に規定する簡易生命保険資産の運用として所有する株券等（株券を除く。）

十九 法人の代表権を有する者又は支配人が、当該代表権に基づき、当該法人の所有する株券等につき議決権行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行なうもの（令第七条第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付

者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

二十 前項第九号の議決権には、社債等振替法第二百四十九号（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第一項若しくは第二百八十二条第一項（二）（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第一項又は第二百三十三条第一項の規定により発行者に對抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

二十一 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

二十二 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

二 買付け等の申込みに対する承諾又は売付
け等の申込みの方法及び場所

ホ 買付け等の決済をする金融商品取引業者
又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及
び場所並びに株券等の返還方法

五 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所
(公開買付者が非居住者である場合の代理人)

第十二条 非居住者(外国為替及び外国貿易法
(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第
一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同
じ。)である公開買付者が、法第二十七条の三
第二項の規定により公開買付届出書を提出する
場合には、本邦内に住所又は事務所を有する者
であつて、当該公開買付けに係る書類の提出に
関する一切の行為につき、当該公開買付者を代
理する権限を有するものを定めなければなら
い。

(公開買付届出書の記載内容等)

第十二条 法第二十七条の三第二項の規定により
公開買付届出書を提出すべき公開買付者は、第
二号様式により公開買付届出書を三通作成し、
関東財務局長に提出しなければならない。

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内
閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類と
一 当該公開買付者が法人等である場合には、設
立されたことを知るに足る書面

二 当該公開買付者が法第二十四条第一項の規
定により有価証券報告書を提出しなければな
らない会社以外の法人等である場合には、設
立されたことを知るに足る書面

三 当該公開買付者が個人である場合には、住
民票の抄本又はこれに代わる書面

四 当該公開買付者が非居住者である場合には、
その者が当該公開買付けに係る書類の提
出に関する一切の行為につき、当該公開買付
者を代理する権限を付与したことを証する
書面

五 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀
行等と法第二十七条の二第四項に規定する事
務につき締結した契約の契約書の写し

六 公開買付者を代理して公開買付けによる株
券等の買付け等を行う者がいる場合には、代
理につき締結した契約の契約書の写し

七 公開買付者の銀行等への預金の残高その他
の公開買付けに要する資金(有価証券等をも
の)

つて買付け等の対価とする場合には、当該有
価証券等)の存在を示すに足る書面

八 買付け等の価格の算定に当たり参考とした
第三者による評価書、意見書その他これらに
類するものがある場合には、その写し(公開
買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼
に基づき当該公開買付けを行う者であつて対
象者の役員と利益を共通にする者又は対象者
を子会社(会社法第二条第三号に規定する子
会社をいう。以下同じ。)とする会社その他
の法人である場合に限る。)

九 株券等の取得につき他の法令に基づく行政
府の許可、認可、承認その他これらに類する
もの(以下この号において「許可等」とい
う。)を必要とする場合には、当該許可等が
あつたことを知るに足る書面(当該許可等を
既に得ている場合に限る。)

十 公開買付開始公告の内容を記載した書面

十一 第二号様式のうち「第2 公開買付者の
状況」の「1 会社の場合」の「1」及び
(2)の記載事項に相当する事項が記載され
た書面(当該公開買付届出書に当該記載事項
が記載されている場合を除く。)

十二 第二号様式のうち「第5 対象者の状
況」の「1 最近3年間の損益状況等」及び
「3 株主の状況」の記載事項に相当する事
項が記載された書面(当該公開買付届出書に
当該記載事項が記載されている場合を除く。)

十三 第二号様式記載上の注意(5) dに規定
する第三者について第二号様式のうち「第
2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」
(1)の記載事項と同一の事項に相当
する事項が記載された書面(当該第三者につ
いて当該公開買付届出書に当該記載事項と同
一の事項が記載されている場合を除く。)

一 当該公開買付者が非居住者である場合に
前項に掲げる書類が日本語をもつて記載した
ものでないとときは、その訳文を付さなければな
らない。

(日曜日その他の日)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書に規
定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日と
する。

一 土曜日

二 行政機関の休日に関する法律(昭和六十三
年法律第九十一号)に規定する休日(以下
「行政機関の休日」という。)のうち、日曜日
及び前号に掲げる日を除く日

第十五条 法第二十七条の三第三項、法第二十七
条の四第一項及び第二項並びに法第二十七条の
八第七項に規定する内閣府令で定める行為は、
次に掲げる行為とする。

一 買付け等の申込み又は売付け等の申込みの
価値の算定による評価書、意見書その他これらに
類するものがある場合には、その写し(公開
買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼
に基づき当該公開買付けを行う者であつて対
象者の役員と利益を共通にする者又は対象者
を子会社(会社法第二条第三号に規定する子
会社をいう。以下同じ。)とする会社その他
の法人である場合に限る。)

二 公開買付説明書の交付

三 買付け等の申込み又は売付け等の申込みを受け付けること
又は売付け等の申込みを受け付けること

四 応募株券等の受入れ

(公開買付届出書の写しの送付)

第十六条 法第二十七条の三第四項(法第二十七
条の八第六項において準用する場合を含む。)
の規定により公開買付届出書(その訂正届出書
を含む。)の写しを送付する場合には、第三十
三条第四項の規定により公衆の縦覧に供しない
こととされた事項及び添付書類を当該公開買付
届出書の写しから削除して送付するものとす
る。

(有価証券届出書等が提出される公開買付け
場合の記載の特例)

第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記
載及び添付を省略することができるものとして
内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とす
る有価証券の発行者が公開買付者である場合に
おける次に掲げるものとする。

一 第二号様式のうち「第1 公開買付要項」
の「9 買付け等の対価とする有価証券の發
行者の状況」の「1」から「5」までの記載
事項

二 定款(別途買付け禁止の特例)

三 買付条件等を変更する旨及びその理由
イ 対象者の名称
ロ 買付け等を行なう株券等の種類

四 変更前の買付条件等の内容と変更後の買付
条件等の内容との比較

五 当該公告を行なう日以前に既に公開買付けに
応じて株券等の売付け等をした者の取扱い
六 買付条件等の変更により公開買付期間が延
長される場合には、延長後の公開買付期間の
末日及び延長後の買付け等に係る決済の開
始日

一 株式又は投資口の分割
1 小 (1十(これらの割当てにより一株又は一口に係る当
該分割前の一株又は一口に係る当
株主に対する株式若しくは新株予約権の割
当(新たに払込みをさせないで行うものに
限る。)又は投資主(投資信託及び投資法人
に関する法律第二条第十六項に規定する投資
主をいう。)に対する新投資口予約権の割当
した数)又は一投資口に対する割り当て
した数)又は一投資口に對して割り當て
た新投資口予約権を投資口に換算した
数)

二 法第二十七条の六第二項に規定する内閣府令
で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所
在地

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に
掲げるもの

三 買付条件等を変更する旨及びその理由
イ 対象者の名称
ロ 買付け等を行なう株券等の種類

四 変更前の買付条件等の内容と変更後の買付
条件等の内容との比較

五 当該公告を行なう日以前に既に公開買付けに
応じて株券等の売付け等をした者の取扱い
六 買付条件等の変更により公開買付期間が延
長される場合には、延長後の公開買付期間の
末日及び延長後の買付け等に係る決済の開
始日

(公表の方法)

第十八条 法第二十七条の二第七項第一号に掲げ
る者(同項第二号に掲げる者に該当するものを
除く。)が法第二十七条の五第二号(法第二十
七条の八第十項において準用する場合を含む。)
に規定する申出をしようとする場合には、第三
号様式により申出書を作成し、関東財務局長に
提出しなければならない。

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定
する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規
定により変更される前の買付け等の価格に、次
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
算式により算定した率を乗じて得た価格を下限
とする方法とする。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
(産業及び経済に関する事項を次に掲げる報
道機関の二以上を含む報道機関に對して公開す
ることにより行わなければならない。

二 前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を
総合して伝達することを業とする通信社

三 日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第一項に規定する放送大学学園をいう。）第三条（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第二十一条 公開買付者又は対象者は、法第二十七条の八第八項において準用する場合を含む。（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第三項若しくは第四項（これらの規定を法第二十七条の第十項及び第十二条並びに第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二十七条の十三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長官による法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書の提出命令に応じて提出する訂正届出書又は訂正報告書については、金融局長官（次項において同じ。）に提出しなければならない。

対象者は、法第二十七条の十第八項又は第十二項において準用する法第二十七条の八第一項及び第二項の規定により訂正報告書を提出する場合には、訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

法第二十七条の八第二項（法第二十七条の十第八項又は第十二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公開買付届出書等に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書等を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

二 公開買付届出書等に記載すべき重要な事実（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

内閣府令で定める場合は、公開買付届出書（そ

の訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

第二十二条 法第二十七条の九第一項に規定する場合にあっては、前項各号に掲げた説明書を作成する場合には、前項各号に掲げた説明書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付けを行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

（訂正の公告又は公表を要しない訂正届出書）

第二十三条 法第二十七条の八第十一項に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付届出書に形式上の不備があることにより提出された訂正届出書とする。

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

（当該公開買付届出書に記載すべき事項から第三十三条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの）

二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移的的確かに簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の状況」の（1）及び（2）の記載事項が記載されている場合を除く。）

三 対象者に係る主要な経営指標等の推移的確かに簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第5 対象者の状況」の「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。）

四 第二号様式記載上の注意（5）dに規定する第三者に係る事業内容の概要的的確かに簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」と同一の事項に相当する事が記載されている場合を除く。）

五 当該発行者の役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

二 当該公開買付説明書が法第二十七条の九の規定による公開買付説明書である旨

三 法第二十七条の十第二項各号に掲げる事項が第二十七条の十第一項の規定により意見表明書を提出すべき対象者は、第四号様式により意見表明書を三通作成し、関東財務局长に提出しなければならない。

四 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によりることができる。

五 法第二十七条の十第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（対象者の意見表明等）

六 当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを行つている場合には、その内容

七 法第二十七条の十第二項各号に掲げる事項が第二十七条の十第一項の規定により意見表明書を提出すべき対象者は、第四号様式により意見表明書を三通作成し、関東財務局长に提出しなければならない。

八 法第二十七条の十第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十第十一項第一号の質問に対する回答

二 前号の回答をする必要がないと認めた場合には、その旨及びその理由

三 法第二十七条の十第十一項の規定により対質問回答報告書を提出すべき公開買付者は、第八号様式により対質問回答報告書を三通作成し、関東財務局长に提出しなければならない。

四 法第二十七条の二 法第二十七条の十第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象者の名称及び所在地

二 当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠

三 当該意見を決定した取締役会の決議（監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該取締役の決定とし、指名委員会等設置会社において同法第四百六十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とする。）又は役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第一百十二条に規定する役員会をいう。）の決議の内容

五 公開買付けに関する事項のうち次に掲げるもの

イ 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 買付け等を行う株券等の種類

（撤回条件から除外される場合）

六 当該発行者の役員に対し公開買付者又はその特別関係者（法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。）が利益の供与を約した場合には、その

一 令第十四条第一項第一号イに掲げるものとす

二 対象者又はその子会社が株式交換完全親会社

(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。)となるものであつて、当該株式交換により株式交換完全子会社(同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者又はその子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項
対象者又はその子会社が株式交付親会社(会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。)となるものであつて、当該株式交付により株式交付子会社(同号に規定する株式交付子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者又はその子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項
イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

四 令第十四条第一項第一号ホに掲げる事項
口 事業の全部又は一部を譲り受けける場合であつて、当該事業の譲り受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日ににおける総資産の帳簿価額の百分の十未満であると見込まれるもの
ハ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人からの事業の全部又は一部の譲り受け
二 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

五 令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項
イ 当該分割による資産の增加額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの
ロ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による資産の增加額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの
ロ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人による資産の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

六 令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項
イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、合併による資産の増満あると見込まれるもの

七 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項
二 令第十四条第一項第三号ロに掲げる事実法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第十四条第一項第三号ホに掲げる事実
イ 主要取引先(同号に規定する主要取引先をいう。)に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合(以下この項において「議決権割合」という。)を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九以上もの

八 令第十四条第一項第一号ガに掲げる事項
当該割当が行われた場合に、当該割当後において議決権割合で除して得た数が百分の九以上もの

九 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項
当該発行が行われた場合に、当該発行後における外因投資法人の子法人を含む。第六号ハ

において同じ。)との合併(合併により解散する場合を除く。)

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項
減資の額が最近事業年度の末日ににおける資本金の額の百分の十未満であるもの

六 令第十四条第一項第一号リに掲げる事項
イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるかつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

七 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項
口 事業の全部又は一部を譲り受けける場合であつて、当該事業の譲り受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日ににおける総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの
ハ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人からの事業の全部又は一部の譲り受け
二 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

八 令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項
当該分割が行われた場合に、当該分割後のにおける買付予定の株券等の数(法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。)に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合(以下この項において「議決権割合」という。)を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九以上もの

九 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項
当該割当が行われた場合に、当該割当後における外因投資法人の子法人をいい、これに類する外因投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人を含む。第六号ハ

五 令第十四条第一項第三号トに掲げる事実
訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日にお

ける議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

六 令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為(当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る)を行うことがある旨の決定を付し、公開買付開始公告を行った日以後に公示されたものに限る)をした場合とする。

七 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社当該子会社の最近事業年度の末日ににおける総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日ににおける総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの(同号ヘ、ト、ヌ、ル、ヲ及びハに掲げる事項に限る。)

八 令第十四条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

九 令第十四条第一項に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令が仮処分命令の申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該仮処分命令が仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち同一令第十四条第一項第三号イに掲げる事実に係る事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

十一 令第十四条第一項第一号ツに掲げる事項の総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財

十二 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社当該子会社の最近事業年度の末日ににおける総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日ににおける総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの(同号ヘ、ト、ヌ、ル、ヲ及びハに掲げる事項に限る。)

十三 令第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

十四 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令が仮処分命令の申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該仮処分命令が仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十五 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

十六 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

十七 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

十八 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

十九 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十一 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十二 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十三 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十四 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十五 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十六 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十七 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十八 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

二十九 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

三十 令第十四条第一項第一号に規定する軽微なものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとし内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実に従い当該各号に掲げるものとする。

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第三十条 法第二十七条の十三第一項に規定する

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所

在地

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に

掲げるもの

イ 対象者の名称

ロ 買付け等に係る株券等の種類

ハ 公開買付期間

三 公開買付届出書において法第二十七条の十

三第四項第一号に掲げる条件を付した場合に

おける当該条件の成否

四 応募株券等の数及び買付け等を行う株券等

の数

五 決済の方法及び開始日

六 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

の数

七 決済の方法及び開始日

八 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

の数

九 決済の方法及び開始日

十 決済の方法及び開始日

十一 決済の方法及び開始日

十二 決済の方法及び開始日

十三 決済の方法及び開始日

十四 決済の方法及び開始日

十五 決済の方法及び開始日

十六 決済の方法及び開始日

十七 決済の方法及び開始日

十八 決済の方法及び開始日

十九 決済の方法及び開始日

二十 決済の方法及び開始日

二十一 決済の方法及び開始日

二十二 決済の方法及び開始日

二十三 決済の方法及び開始日

二十四 決済の方法及び開始日

二十五 決済の方法及び開始日

3 第一項に掲げる方法により計算した数の合計

と買付け等をする株券等の数の合計とが異なる

ときは、その異なる数の処理は、公開買付届出

書に記載した方法により行わなければならな

い。

4 第一項において一株又は一投資口とは、会社

法第八十八条第一項の規定により一単元の株

式の数を定めた会社の株券にあっては当該一单

元の株式の数とし、新株予約権証券にあっては

当該新株予約権証券の権利行使により発行し、

又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社

債券にあっては券面額につき新株予約権の行使

により発行し、又は移転すべき株式の数とし、

外国の者が発行者である証券又は証書で新株予

約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有す

るものにあつては内国法人が発行者である証券

又は証書に準じて株式に換算した数とし、新投

資口予約権証券等にあつては当該新投資口予約

権証券等の権利行使により発行すべき投資口の

数とする。

(公衆縦覧の方法)

5 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

6 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

7 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

8 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

9 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

10 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

務支局長は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称及び当該借入れに係る契約書の写しを公衆の縦覧に供しないものとし、当該公開買付届出書を提出した者は、第二項の規定にかかるらず、これらの事項及び添付書類を削除して当該公開買付届出書の写しを公衆の縦覧に供するものとする。ただし、当該公開買付届出書を提出した者が、当該銀行等からの借入れを行った際は、当該借入れを当該資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしたときであって、その旨を当該公開買付届出書に記載した場合は、この限りでない。

（公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法）

二 ファイルへの記録の方法

三 第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

4 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

5 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

6 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

7 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

8 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

9 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

10 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

11 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

12 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

13 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

14 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

（公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法）

二 ファイルへの記録の方法

三 第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

4 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

5 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

6 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

7 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

8 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

9 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

10 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

11 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

12 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

13 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

14 第二項に規定する内閣府令の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合に

技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に

関する内閣府令の準用等)

より電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該株券等の発行者に対し、当該書類に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該株券等の発行者が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(意見表明報告書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

第三十三条の四 前条の規定は、法第二十七条の三十の十一第四項の規定による意見表明報告書に記載すべき事項の提供について準用する。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この省令は、平成二年十二月一日から施行する。

附 則

(平成四年七月一三日大蔵省令第

五七号)

この省令は、平成四年七月二十日から施行する。

附 則

(平成五年三月三日大蔵省令第三

一号)

この省令は、平成五年七月二十日から施行する。

附 則

(平成六年九月一九日大蔵省令第

九三号)

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則

(平成九年五月三〇日大蔵省令第

四九号)

この省令は、平成九年七月一日から施行する。

附 則

(平成一〇年三月一九日大蔵省令第

第二八号)

この省令は、平成一〇年三月一九日大蔵省令第

(施行期日)

この省令は、平成一〇年三月一九日大蔵省令第

四九号)

この省令は、平成一〇年三月一九日大蔵省令第

第九七号)

この省令は、平成一〇年三月一九日大蔵省令第

(施行期日)

この省令は、平成一〇年三月一九日大蔵省令第

第九七号)

この省令は、平成一〇年三月一九日大蔵省令第

一四三号)

この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十一年二月一日)から施行する。

附 則

(平成一〇年六月一八日大蔵省

令第一四三号)

この省令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十一年六月二十二日)から施行する。

附 則

(平成一〇年一一月二四日大蔵省

令第一四三号)

この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十一年二月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年三月三〇日大蔵省令第一八号)

附 則 (平成一一年九月三〇日大蔵省令第九二号)

附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令第一七号)

附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令第一七号)

前の発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(附則第六条において「他社株公開買付開示府令」という。)に規定する公開買付けによる買付け等の通知書、公開買付届出書及び公開買付報告書、会社による上場株券等の公開買付けの開示における有価証券通知書等に係る訂正又は変更に関する書類を施行日以後に提出する場合について

この省令は、平成十一年四月一日から施

る。

第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施

行する。

附 則 (平成一四年六月二六日總理府令第六五号)

附 則 (平成一四年六月二六日總理府令第六五号)

附 則 (平成一四年六月二六日總理府令第一八号)

附 則 (平成一四年六月二六日總理府令第一八号)

この府令は、平成十二年七月一日から施

る。

第一条 この府令は、平成十三年一月六日から施

行する。

附 則 (平成一三年三月二六日内閣府令第一六号)

附 則 (平成一三年三月二六日内閣府令第一六号)

附 則 (平成一三年三月二六日内閣府令第一六号)

附 則 (平成一三年三月二六日内閣府令第一六号)

この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施

行する。

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施

行する。

附 則 (平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号)

附 則 (平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号)

附 則 (平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号)

附 則 (平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号)

この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施

行する。

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施

行する。

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七六号)

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七六号)

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七六号)

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七六号)

この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日以下「施行日」という。)から施

行する。

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日以下「施行日」という。)から施

行する。

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七七号)

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七七号)

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七七号)

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七七号)

この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日以下「施行日」とい

う。)前に提出した第十条の規定による改正前の企業開示府令に規定する有価証券通知書、有価証券届出書、発行登録通知書、発行登録書、有価証券報告書及び半期報告書、第二十四条の規定による改正前の株券等の大額保有の状況の開示に関する法律の施行の日(平成十四年一月四日)から施

行する。

第一条 この府令は、平成十四年六月一日から施

附 則 (平成一四年五月二二日内閣府令第六六号)

附 則 (平成一四年五月二二日内閣府令第六六号)

附 則 (平成一四年五月二二日内閣府令第六六号)

附 則 (平成一四年五月二二日内閣府令第六六号)

この府令は、銀行等の株式等の保有の制限等の規定による改正前の株券等の大額保有の状況の開示に関する法律の施行の日(平成十四年一月四日)から施

行する。

第一条 この府令は、平成十四年六月一日から施

行する。

総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合、「所有者別の状況」欄中「単位未満株式の状況(株)」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。
c 「(2) の① 大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
d 「(2) の② 役員」について、会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。
e 「(2) の③ 役員」について、会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。
f 「(2) の④ 役員」について、会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。

附 則 (平成二〇年三月一三日内閣府令第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十年三月十七日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月二八日内閣府令第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (平成一九年八月一五日内閣府令第六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成十八年十二月十三日(以下「施行日」という。)から施行する。
8 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年八月一五日内閣府令第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第四条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置
（罰則の適用に関する経過措置）
第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年九月二七日内閣府令第七四号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月一三日内閣府令第三号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十一年一月五日から施行する。
附 則 (平成二十一年七月二二日内閣府令第四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十年六月一日から施行する。
附 則 (平成二十一年七月二二日内閣府令第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十一年九月一日から施行する。
（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第五条 第四条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第一号様式及び第二号様式は、施行日以後に開始する株券等（金融商品取引法第二十一条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した株券等の買付け等については、なお従前の例によることとする。
附 則 (平成二十一年一月二八日内閣府令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十一年十二月十二日から施行する。
附 則 (平成二十一年一月五日内閣府令第七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十一年十二月二日から施行する。
（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第四条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式及び第六号様式は、施行日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、施行日前に開始した旧証券取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等に

附 則 (平成二十一年一月二九日内閣府令第三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。
附 則 (平成二三年七月二九日内閣府令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を最近連結会計年度の連結財務諸表又は最近事業年度の財務諸表として記載することとなる公開買付届出書（金融商品取引法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）から適用し、同日前に開始する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を最近連結会計年度の連結財務諸表又は最近事業年度の財務諸表として記載することとなる。
（罰則の適用に関する経過措置）
第十二条 この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成二三年九月二一日内閣府令第四二号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年四月六日内閣府令第十九号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成二十四年一〇月三一日内閣府令第七二号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十一号）の施行の日（平成二十四年十月三十一日）から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、金融商品取引法施行令の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十一日）から施行する。</p>

<p>附 則（平成二十六年二月一四日内閣府令第七号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十一日）から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十一日）から施行する。</p>
<p>附 則（平成二十六年三月三一日内閣府令令第七二号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

<p>附 則（平成二六年三月三一日内閣府令第三号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成二七年七月二八日内閣府令第四九号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。</p>

<p>附 則（平成二七年七月二八日内閣府令第四九号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。</p>
<p>附 則（令和二年五月七日内閣府令第二号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、公布の日から施行する。</p>

<p>附 則（令和二年五月七日内閣府令第二号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>この府令は、公布の日から施行する。</p>
--	---------------------------------

第一号様式		公開資料付(1)による契約書の添加書	
		年 月 日	
1. 公開資料付の添付(2)		公開資料付(1)提出者(本名)	
株券等の種類 等の数 等の割合 等の額		株券等の割合 等の数 等の額	
2. 必要経緯等の記述(注)1(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入		3. 必要経緯等の記述(注)2(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入	
4. 必要経緯等の記述(注)3(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入		5. 必要経緯等の記述(注)4(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入	
6. その他(記述用欄)		7. その他(記述用欄)	
8. その他(記述用欄)		9. その他(記述用欄)	
10. その他(記述用欄)		11. その他(記述用欄)	
12. その他(記述用欄)		13. その他(記述用欄)	

(注)1: 契約書の記載事項
 (1) 既存の契約
 残額の未清回しで公開資料付をもつた場合には、それわれわれについて記載すること。
 (2) 通常契約の内容
 株券等の持株である場合には、株式の種類ごとに記載すること。
 また、株券等が新規子会社契約又は新規子会社付替をもつた場合には、その理由として、決算2四半期の報告書の記載により、新規子会社の持株比率をもつて新規子会社契約又は決算2四半期の報告書により新規子会社の持株比率をもつて新規子会社若しくは新規子会社付替(第2二号付の必要の記述(4)及び第2二号付の必要の記述(5)に記載して置いた旨)のうち、新規子会社付替等(いわゆる、1ヶ月まるの場合は)には、区分して記載すること。

株券等の発行者が外國の者である場合は、内国外人の発行者である株券等にて記載すること。
 (注)2: 必要経緯等の記述
 必要経緯等の記述(2)の欄に記入する場合は、該欄に記入すること。
 必要経緯等の記述(3)の欄に記入する場合は、該欄に記入すること。
 必要経緯等の記述(4)の欄に記入する場合は、該欄に記入すること。
 (注)3: その他(記述用欄)
 当社に對する債権等をもつた場合は、該欄に記入すること。
 (注)4: その他(記述用欄)
 他の会社に對する債権等をもつた場合は、該欄に記入すること。
 (注)5: その他(記述用欄)
 その他(記述用欄)

第一号様式		公開資料付(1)による契約書の添加書	
		年 月 日	
1. 公開資料付の添付(2)		公開資料付(1)提出者(本名)	
株券等の種類 等の数 等の割合 等の額		株券等の割合 等の数 等の額	
2. 必要経緯等の記述(注)1(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入		3. 必要経緯等の記述(注)2(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入	
4. 必要経緯等の記述(注)3(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入		5. 必要経緯等の記述(注)4(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入	
6. その他(記述用欄)		7. その他(記述用欄)	
8. その他(記述用欄)		9. その他(記述用欄)	
10. その他(記述用欄)		11. その他(記述用欄)	
12. その他(記述用欄)		13. その他(記述用欄)	

(注)1: 契約書の記載事項
 (1) 既存の契約
 残額の未清回しで公開資料付をもつた場合には、その理由として記載すること。
 (2) 通常契約の内容
 株券等の持株である場合には、株式の種類ごとに記載すること。

(注)2: 必要経緯等の記述
 必要経緯等の記述(2)の欄に記入する場合は、該欄に記入すること。

(注)3: その他(記述用欄)
 当社に對する債権等をもつた場合は、該欄に記入すること。

(注)4: その他(記述用欄)
 他の会社に對する債権等をもつた場合は、該欄に記入すること。

(注)5: その他(記述用欄)
 その他(記述用欄)

第一号様式		公開資料付(1)による契約書の添加書	
		年 月 日	
1. 公開資料付の添付(2)		公開資料付(1)提出者(本名)	
株券等の種類 等の数 等の割合 等の額		株券等の割合 等の数 等の額	
2. 必要経緯等の記述(注)1(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入		3. 必要経緯等の記述(注)2(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入	
4. 必要経緯等の記述(注)3(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入		5. 必要経緯等の記述(注)4(一)(二)の欄に記入する場合は該欄に記入	
6. その他(記述用欄)		7. その他(記述用欄)	
8. その他(記述用欄)		9. その他(記述用欄)	
10. その他(記述用欄)		11. その他(記述用欄)	
12. その他(記述用欄)		13. その他(記述用欄)	

(注)1: 契約書の記載事項
 (1) 既存の契約
 残額の未清回しで公開資料付をもつた場合には、その理由として記載すること。

(2) 通常契約の内容
 株券等の持株である場合には、株式の種類ごとに記載すること。

(注)2: 必要経緯等の記述
 必要経緯等の記述(2)の欄に記入する場合は、該欄に記入すること。

(注)3: その他(記述用欄)
 当社に對する債権等をもつた場合は、該欄に記入すること。

(注)4: その他(記述用欄)
 他の会社に對する債権等をもつた場合は、該欄に記入すること。

(注)5: その他(記述用欄)
 その他(記述用欄)

「貴重な文化財を守るために」は、歴史的、文化的価値の保全と利用のための組織で、主に国際的な活動を行っている。この組織では、「世界の文化財を守るために」という名前で、世界の文化財を守るために活動している。これは、国際的な協力によって、文化財の保護と利用を促進するための活動である。

（中略）

（2）「世界の文化財を守るために」は、文化財の保護と利用のための組織で、主に国際的な活動を行っている。この組織では、「世界の文化財を守るために」という名前で、世界の文化財を守るために活動している。これは、国際的な協力によって、文化財の保護と利用を促進するための活動である。

（中略）

（3）「世界の文化財を守るために」は、文化財の保護と利用のための組織で、主に国際的な活動を行っている。この組織では、「世界の文化財を守るために」という名前で、世界の文化財を守るために活動している。これは、国際的な協力によって、文化財の保護と利用を促進するための活動である。

（中略）

（4）「世界の文化財を守るために」は、文化財の保護と利用のための組織で、主に国際的な活動を行っている。この組織では、「世界の文化財を守るために」という名前で、世界の文化財を守るために活動している。これは、国際的な協力によって、文化財の保護と利用を促進するための活動である。

